

新型コロナウイルス感染症による宿泊施設・自宅等療養者に係る療養証明書の取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症により罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2022年8月30日付で金融庁より生命保険協会等に対する「新型コロナウイルス感染症に関する医療機関や保健所における更なる負担軽減策の対応について」の要請を受け、医療機関や保健所の更なる負担軽減のため、入院給付金等のお支払いにあたり療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

通常、当社における医療保険等の入院給付金等は、病院または診療所等で入院して治療を受けるなどした場合等にお支払いするものと保険約款で定めておりますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、保険約款を柔軟に解釈した特例措置として、新型コロナウイルス感染症が確認された方のうち、医師の指示に基づき宿泊施設や自宅等で療養する場合も「入院」とみなし入院給付金等の支払対象としてお取り扱いしております。

当社に入院給付金等をご請求いただく際の必要書類として、現状は療養証明書をご利用いただけますが、2022年9月2日以降、お客さまが居住される都道府県によってはMy HER-SYS（マイハーシス）で療養証明を取得できなくなることを踏まえ、療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類（※）の活用等により、医療機関や保健所に対して療養証明書による証明を求めずに対応することといたしました。

（※）療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類例

- ・ My HER-SYSの証明
- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・薬の袋
- ・ 自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果（SMS・LINE等）
- ・ 保健所と陽性者がやりとりしたメールの写し
- ・ 保健所から陽性者に出された案内文（健康観察や生活支援の留意点などが記載）
- ・ PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関除く）の検査結果（※市販の検査キットは除く）など